

## 公告第384号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和4年11月16日

郡山市長 品川 万里

### 第1 制限付一般競争入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（その2）
- 2 貸付物件 別紙「貸付物件一覧表」のとおり。  
また、その他詳細については、別紙「仕様書」及び「物件調書」のとおり。
- 3 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。

### 第2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所西庁舎5階 5-2会議室(郡山市朝日一丁目23番7号)
  - 2 日時 令和4年12月19日(月) 午前10時00分(物件番号04-02-01)
- ※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

### 第3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 個人の場合は郡山市に住所を、法人格を有する団体の場合は郡山市内に本店を有し、市税等の滞納が無いこと。
- 3 自動販売機(同様の販売品目)の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。
- 4 役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
- 5 資本金の額が5,000万円以下若しくは常時使用する従業員の数が50人以下の法人又は個人であること。
- 6 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

### 第4 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、本公告中第3に掲げる資格基準について、次項第4号に掲げる入札参加申請書等(以下「申請書等」という。)を市長に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。(申請書等は、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。)
- 2 申請書等の受付
  - (1) 期間 令和4年11月16日(水)から令和4年12月5日(月)まで(郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)及び月曜日を除く。)

- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 場所 別紙「貸付物件一覧表」の担当課等の欄に記載の課等において行う。（郵送等の取扱いは行わない。）  
 なお、参加希望物件が複数あり、その物件を管理する担当課等が異なる場合は、それぞれの課等に申請書を提出すること。

(4) 提出書類

- ア 入札参加申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。  
 (ア) 法人格を有する団体の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書又はその写し  
 (イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し
- エ 納税証明書又はその写し。ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。  
 (ア) 法人格を有する団体の場合は、次の全てのうち納税義務を有する項目に係る納税証明書又はその写し

項目	提出書類	証明年度
(a) 法人市民税	郡山市で発行された納税証明書	直近2年分
(b) 固定資産税・都市計画税		
(c) 軽自動車税		
(d) 法人税	郡山税務署で発行された納税証明書(税務署様式 その3の3)	(年度区分無し)
(e) 消費税及び地方消費税		

- (イ) 個人の場合は、次の全てのうち納税義務を有する項目に係る納税証明書又はその写し

項目	提出書類	証明年度
(a) 個人市民税	郡山市で発行された納税証明書	直近2年分
(b) 固定資産税・都市計画税		
(c) 軽自動車税		
(d) 国民健康保険税		
(e) 申告所得税	郡山税務署で発行された納税証明書(税務署様式 その3の2)	(年度区分無し)
(f) 消費税及び地方消費税		

- オ 印鑑証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写し（ただし、本公告日以降に発行されたものに限る。）

- カ 自動販売機設置状況報告書（様式第3-1号）と3年以上の設置実績を証明する次のいずれかの書類

- (ア) 行政財産目的外使用許可書の写し
- (イ) 行政財産又は普通財産の貸付けに係る契約書の写し
- (ロ) 土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し  
 （写しの提出に当たっては、土地所有者等の了承を得ること。）
- (ハ) 土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書（任意様式）

- キ 設置を希望する自動販売機のカatalog等

- ク 従業員数報告書（様式第3-2号）

3 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、前項第1号に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、平成29年12月11日（月）までに申請書等の受付場所で通知する。

第5 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様等質問書（様式第5号）を令和4年11月16日（水）から令和4年11月29日（火）まで（市の休日を除く。）に財務部公有資産マネジメント課に持参により提出するものとする。（郵送、ファクシミリ等の取扱いは行わない。）

- 2 質問に対する回答は、令和4年12月2日（金）までに仕様等回答書（様式第6号）により質問者に回答するとともに、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

#### 第6 入札保証金

入札保証金は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「契約規則」という。）第27条第1項第2号又は同項第4号により、免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、納付しないこととした入札保証金（入札金額の5%）と同額の金額を市に納めること。

#### 第7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 第8 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

#### 第9 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

#### 第10 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は原則2回を限度とする。）

#### 第11 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者は、公有財産借受等申請書（様式第7号）を提出の上、郡山市と公有財産貸付契約を締結するものとする。
- 2 契約の締結は、落札者の決定後、7日以内に行われなければならない。
- 3 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - (1) 本公告中第3に掲げる資格のうち、第1項、第4項又は第6項のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 4 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 5 契約保証金は、契約規則による。

#### 第12 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、件名・貸付物件を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、契約規則、郡山市自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けに関する要綱、郡山市公有財産貸付入札参加者心得のとおりとする。

#### 第13 その他

不明な点については、郡山市財務部公有資産マネジメント課（電話：024-924-2051）まで問い合わせること。